

令和2年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習 受講の手引き

土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習（以下「更新講習」という。）を受講する際は、この受講の手引きをよくお読みの上、お間違のないように受講の手続きを行ってください。

- 【在中書類】
1. 受講の手引き（本書）
 2. 更新講習受講申請書
 3. 受講本申込書
 4. 申請書送付用封筒

■講習日

開催地	日程	会場	定員	本申込みの締切日 (書類必着)
東京	令和2年10月2日(金)	品川フロントビル会議室 (東京都港区港南 2-3-13品川フロントビル B1階)	90名	令和2年9月18日(金)
大阪	令和2年10月15日(木)	天満研修センター (大阪府大阪市北区錦町 2-21)	90名	令和2年10月1日(木)
札幌	令和2年10月21日(水)	ACU札幌 (北海道札幌市中央区北 4条西 5丁目アスティ 45)	45名	令和2年10月7日(水)
仙台	令和2年11月12日(木)	仙台国際センター (宮城県仙台市青葉区青葉山無番地)	65名	令和2年10月29日(木)
名古屋	令和2年11月20日(金)	フジコミュニティセンター (愛知県名古屋市中村区黄金通1-18)	60名	令和2年11月6日(金)
福岡	令和2年12月8日(火)	アクロス福岡 (福岡県福岡市中央区天神1-1-1)	60名	令和2年11月24日(火)
大阪	令和2年12月17日(木)	天満研修センター (大阪府大阪市北区錦町 2-21)	90名	令和2年12月3日(木)
東京	令和3年1月13日(水)	品川フロントビル会議室 (東京都港区港南 2-3-13品川フロントビル B1階)	90名	令和2年12月23日(水)

■受講手数料 13,500 円（収入印紙にて）

要保存

この手引きは、更新講習受講後の技術管理者証更新の手続きやお問い合わせなど、受講申請書提出後に必要なことが記載してあります。更新講習受講後も大切に保管してください。

 環境省 ホームページ https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/post_25.html

※更新講習については、下記「土壌汚染調査技術管理者講習事務局」（以下「事務局」という。）が窓口となりますので、資料送付やご相談、お問い合わせなどは下記にお寄せください。

【土壌汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係
電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952 メールアドレス：kenshu_0@jesc.or.jp

目次

I . 対面講習	3
II . WEB講習	4
III . 受講の手続き	6
IV . 技術管理者証更新のための申請手続き	10
V . 技術管理者証の再交付	11

令和2年度土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習及び技術管理者証更新の流れ

1 受講の仮予約

一般財団法人 日本環境衛生センター ホームページ
(<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>) より仮予約を受付します。



2 受講の本申込み

受講申請書一式と必要なものを郵送（書留）してください。



3 受講票の送付

受講票は、講習日の1週間前を目途にお届けします。



4 講習実施



5 修了証等の受領



6 技術管理者証更新の申請

技術管理者証は、有効期間内に更新の申請を行ってください。
更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されません。



7 技術管理者証（更新）の受領

1. 対面講習

1. 更新講習実施について

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として技術管理者を選任し、土壤汚染状況調査等に従事する他の者を監督させなければなりません。

技術管理者は環境大臣が実施する試験に合格し、環境大臣が交付する技術管理者証の交付を受けた者である必要があります。

また、技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習（更新講習）を受け、更新講習を修了した旨の証明書（修了証）を受け取り、これを添付して環境大臣に提出する必要があります。

今般実施する更新講習は、環境大臣が実施する土壤汚染対策法に基づく技術管理者証の有効期間更新のための講習です。

【注意】

技術管理者証は、有効期間が満了する日までに更新申請がなされないと効力を失います。
更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。

2. 令和2年度更新講習の受講資格

令和2年10月から令和3年12月の間に技術管理者証の有効期間が満了する方が対象となります。

3. 講習日時・場所

講習日・会場：表紙をご参照ください。

受付開始：午前9時30分（予定）

講習時間：午前10時00分から午後5時00分まで（予定）※詳細は受講票をご確認ください。

※ 技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、可能な限り早めに受講してください。

※ 受講票に記載された講習会場は原則として変更できません。やむを得ず、予定講習会場での受講が不可能となった場合などは、事務局にご連絡・ご相談いただき、別の回を再度お申込みください。（再申込みには、仮予約の再申請、受講本申込書の再提出が必要です。再度受講手数料を納付する必要はありません。）

※ 会場は運営側の都合により変更することがあります。詳細は受講票をご確認ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、更新講習が延期、中止等になる場合があります。講習日に政府もしくは開催地の自治体から緊急事態宣言及びそれに準ずるものが発出されている場合は、原則開催を中止します。中止する場合は講習日の2週間前を目途に判断し、再申込み手続きなどについてメールにてご連絡します。

4. 講習内容

- ① 土壤汚染対策法に係る制度の概要、施行状況
- ② 調査に係る技術
- ③ 措置に係る技術
- ④ 自治体から見た土壤汚染状況調査に関する留意事項等について
- ⑤ 問題演習及びその解説

⑥ その他

※ 講師による質疑応答を行います。

※ 当該講習で使用する教材は、著作権法によって保護されています。無断で教材のダウンロード、複製、転載、印刷、配布、貸与等を行うことは法律により禁止されています。違法使用が発覚した場合は、更新講習の修了は取り消しとします。

5. 受講手数料

更新講習受講手数料 13,500 円

受講手数料分の収入印紙を、更新講習受講申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

※ 収入印紙に消印はしないでください。

※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。

※ 現金による納付はできません。

※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

※ 受講手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんので、ご注意ください。

※ **一度受理した受講手数料は返還できませんので、ご注意ください。**

※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による受講手数料の納付は受付できません。

(理由：印紙税納付計器は印紙税納付のためだけに使用するもので、受講手数料は印紙税ではないため)

II . WEB講習

1. 更新講習実施について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は従来どおりの対面講習の他に、オンラインでの更新講習を実施します。会場での受講が難しい場合に限り、WEB講習の受講をお申込みください。
(両方の講習を受ける必要はありません。)

対面講習と同様に、技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日までにWEB上で動画を閲覧することにより講習を受け、修了証を受け取り、これを添付して環境大臣に提出する必要があります。

2. 令和2年度更新講習の受講資格

令和2年10月から令和3年12月の間に技術管理者証の有効期間が満了する方が対象となります。

WEB講習では、次頁の要件を満たす機器が必要です。

OS	ブラウザ
Windows 8.1、Windows 10	Internet Explorer 11、Edge、 Firefox（最新版）、Chrome（最新版）
Mac OS X 以降	Safari（最新版）
iOS 10.0 以降	Safari（最新版）
Android 5.0 以降	Chrome（最新版）

動作環境	
回線速度	下り：512kbps 上り：256kbps 以上
CPU	Celeron1GHz以上、又は、CoreDuo1.66GHz以上、 又は、上記相当以上のCPU

※ いずれもカメラ機能付きのもの

WEB講習では本人確認のため、WEBカメラ等を利用して顔認証を行います。受講中の顔写真を撮影して認証に使用しますので、ご了承の上お申込みください。WEBカメラ機能のないパソコン等で受講し、本人確認ができなかった場合は、技術管理者本人が全ての講義を受講しても修了証は発行されません。

- ※ 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする技術管理者本人が受講しなくてはなりません。
- ※ 技術管理者本人とは別の人物が受講している、長時間席を外しているなど、技術管理者本人が受講していることが確認できない場合は、修了証は発行されません。
- ※ 顔認証のため「講義1 土壌汚染対策法に係る制度の概要、施行状況」を受講している間は、マスクなどを外した状態での受講をお願いします。なお、その後の講義の間においても自動認証が行われます。その間はマスクなどを着用しても差し支えありませんが、速やかな認証ができない場合がありますので、可能な限りマスクなどを着用しなくてもよい環境での受講をお願いします。

3. 講習日

	日程	定員	本申込みの締切日 (書類必着)
第1回	令和2年10月16日(金)	100名程度	令和2年10月2日(金)
第2回	令和2年10月28日(水)	100名程度	令和2年10月14日(水)
第3回	令和2年11月26日(木)	100名程度	令和2年11月12日(木)
第4回	令和2年12月22日(火)	100名程度	令和2年12月8日(火)
第5回	令和3年1月21日(木)	100名程度	令和3年1月7日(木)

- ※ 技術管理者証の有効期間が満了する日の直前ではなく、可能な限り早めに受講してください。
- ※ お申込みをした講習日は原則として変更できません。上記日程の定められた時間内（午前7時00分～午後10時00分）に、全ての講義を受講してください。

※ 時間内に全ての講義を受講していない場合は、修了証は発行されません。やむを得ず、予定講習日での受講が不可能となった場合などは、事務局にご連絡・ご相談いただき、別の回を再度お申込みください。（再申込みには、仮予約の再申請、受講本申込書の再提出が必要です。再度受講手数料を納付する必要はありません。）

4. 講習内容

- ① 土壌汚染対策法に係る制度の概要、施行状況
- ② 調査に係る技術
- ③ 措置に係る技術
- ④ 自治体から見た土壌汚染状況調査に関する留意事項等について
- ⑤ 問題演習及びその解説

※ 講師による質疑応答は行いません。質疑応答に参加したい場合は、対面講習を受講してください。

※ 当該講習で使用する教材は、著作権法によって保護されています。無断で教材のダウンロード、複製、転載、印刷、配布、貸与等を行うことは法律により禁止されています。違法使用が発覚した場合は、更新講習の修了は取り消しとします。

5. 受講手数料

更新講習受講手数料 13,500 円

※ 詳細は、4頁の「I.5. 受講手数料」を参照ください。

III . 受講の手続き

1. 更新講習受講申請書等の入手方法

受講申請書等は、今年度講習の受講対象となる方に個別に郵送していますが、到着が確認できない場合や、紛失した場合は、以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・ 下記ホームページよりダウンロードし、印刷してください。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>

- ・ インターネットを利用できない場合は、事務局（電話 044-288-4919）にご連絡ください。

2. 受講申請に必要なもの

- ① 更新講習受講申請書（様式第五の二）
- ② 収入印紙（受講手数料13,500円分を①更新講習受講申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 受講本申込書

※ 「仮予約」（次項で説明）を済ませてからご記入ください。

- ④ **WEB講習の受講者のみ**：「顔写真付きの公的証明書」（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、その他各種免許証など）のコピー

※ 本人確認に使用しますので、顔がはっきり写るようにコピーをお願いします。写真が鮮明でないものは受付できません。

※ お預かりした個人情報は、利用目的以外に使用せず、慎重かつ適切に取り扱います。

⑤ 申請書送付用封筒

※ 申請書送付用封筒がない場合は、事務局にご連絡いただく、もしくは、市販の封筒に必要な事項をご記入の上、事務局まで書留にて郵送してください。

3. 受講申請方法

下記①、②の順で、まず「仮予約」、次に「本申込み」を行って受講申請をしてください。必ず「仮予約」が必要となります。

① 受講の仮予約

令和2年9月2日（水）午前10時以降に、一般財団法人日本環境衛生センターのホームページ（<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>）にアクセスしていただき、希望の受講方法・日程を選択して必要事項を入力し、仮予約をお願いします。この時、登録したメールアドレス宛に、仮予約を受付した旨の自動返信メールが届きます。自動返信メールには、本申込みの際に必要な「受講番号」が記載されていますので、大切に保管してください。

インターネット及び電子メールを利用できない場合は、事務局（電話 044-288-4919）にご連絡ください。

仮予約は先着順の受付になりますので、希望の受講方法で仮予約できない場合があります。ご了承ください。

② 受講の本申込み

「Ⅲ.2. 受講申請に必要なもの」をそろえて、申請書送付用封筒にて下記事務局まで書留にて郵送してください。申請書送付用封筒の所定の欄に、住所及び氏名、受講番号（上2ケタのみ）を記入し、受講日程に○をつけてください。郵送以外は受け付けていませんので、ご注意ください。

※ なお、市販の封筒をご使用いただく場合は、封筒に住所及び氏名、受講番号（上2ケタのみ）、受講方法・日程をご記入の上、下記事務局まで書留にて郵送してください。

詳細は、一般財団法人日本環境衛生センターのホームページ（<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>）からもご確認いただけます。

送付先

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壤汚染調査技術管理者講習係

※ 受講申請書類が届いているかどうかの事務局への電話確認等はできません。受講申請書類の到着確認は、郵便書留の引受番号により郵便局に確認してください。（引受番号をもとに、郵便局のホームページ又は郵便局で確認できます。）

※ 事務局以外（環境省、地方環境事務所など）に受講申請書類を提出しても無効となりますので、ご注意ください。

4. 受講申請書の受付期間

「仮予約」をした後、「本申込み」を行ってください。

本申込みの締切日については、講習日ごとに異なりますので、表紙もしくは5頁をご確認ください。本申込みをしないまま締切日を過ぎてしまった場合は、必ず事務局にご連絡ください。技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間の講習日についてお申込みが可能です。該当期間外の講習日に誤ってお申込みされた場合は、該当期間内の講習日へ変更していただきます。

5. 注意事項

(1) 受講申請に関して

- ・旧氏名での申請はできません。
- ・受講申請書類を受理した後のキャンセルはできません。
- ・提出書類に不備がある場合は受講申請書類を受け付けませんので、受講申請書類の提出は早めに行うようにしてください。
- ・本申込み後、講習実施までに住所変更があった場合は、事務局にご連絡ください。また、郵便局で郵便の転送届出を行ってください。
- ・受講申請書類の受理後、対面講習の場合は、講習日の1週間前を目途に受講票を郵送します。WEB講習の場合は、講習日の1週間前を目処に受講時に必要な情報をメールで送付するとともに、講習テキストやログイン方法の説明書などを郵送します。本説明書をもとに、お手持ちのパソコン等から接続やログインができるか、事前にご確認ください。
- ・講習日の3日前（土日・祝日を除く）までに上記郵送物又はメールが届いていない場合や、紛失・汚損した場合は、事務局にご連絡ください。
- ・受講申請後にやむを得ず予定講習会場・予定講習日での受講が不可能となった場合は、事前に事務局にご連絡ください。

(2) 受講時に関して

【対面講習をご受講の方】

- ・講習当日は「受講票」、「本人確認用の証明書（詳細は下記）」、「筆記用具」をご持参ください。
- ・受付時に、本人確認を行います。本人確認用の証明書として、以下のいずれかを必ずお持ちください。

▽「顔写真付きの公的証明書」（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、その他各種免許証など）

▽「現在の技術管理者証」と「健康保険証」の2点（両方合わせて）

※ いずれもお持ちでない方は、受講することができません。

- ・受講の際の席は指定席とします。
- ・会場へは公共交通機関（電車・バス等）をご利用ください。駐車場の用意はしていません。
- ・講習室へ入室する際は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・開始時間に遅れることのないようにしてください。
- ・講習当日、公共交通機関の不通や遅れ等により開始時間に間に合わない場合は、必ず受講票記載の連絡先にご連絡ください。後日の申出は一切受け付けません。
- ・災害や感染症拡大等による講習延期・中止等の情報については、受講票記載の連絡先にお問い合わせください。
- ・各会場での喫煙、飲食については事務局の指示に従ってください。
- ・講習時間中は、事務局の許可を得るまで講習室を退出することはできません。
- ・会場では事務局の指示等は必ず守ってください。指示に従わないときには、受講を停止することとなります。
- ・全ての講義を受けられた方には、講習当日に「技術管理者証更新申請書」をお渡しします。また、講習修了直後に、受講票と引き換えに「修了証」をお渡しします。いずれも技術管理者証の更新交付に必要なものになりますので、紛失しないように大事にお持ち帰りください。

- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、更新講習が延期、中止等になる場合があります。講習日に政府もしくは開催地の自治体から緊急事態宣言及びそれに準ずるものが発出されている場合は、原則開催を中止します。中止する場合は講習日の2週間前を目途に判断し、再申込み手続きなどについてメールにてご連絡します。

◆新型コロナウイルス感染症などへの対応について◆

- ・新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、又は講習日から過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合などであって新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、会場へはお越しにならないようお願いいたします。会場へお越しになられた場合でも、これらの症状が見受けられる場合には受講をお断りさせていただく場合があります。
- ・受付前に検温（非接触式）を実施します。この際、37.5℃以上の発熱があった場合は、受講をご遠慮いただくようお願いいたします。別の回を再度お申込みください。（再申込みには、仮予約の再申請、受講本申込書の再提出が必要です。再度受講手数料を納付する必要はありません。）
- ・会場では、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。ただし、本人確認のための写真照合の際にはマスクの取り外しにご協力ください。また、事務局もマスクを着用して対応します。
- ・会場の入口や受付付近に消毒用アルコールを設置しますので、入室時には手指の消毒をお願いします。また、事前に会場の机やドアノブなどの消毒を行っています。
- ・受講の際の席は、ソーシャルディスタンスを踏まえた、前後左右の間隔を空けた指定席とします。休憩時間や昼食時を含め、講習室内での会話等は極力控えていただくようお願いいたします。
- ・講習室は休憩時間等に換気を行います。室温の高低に対応できるよう服装にはご注意ください。

【WEB講習をご受講の方】

- ・WEB講習は、必ずお申込みをした日程の定められた時間内に、全ての講義を受講してください。お申込みをした日時のみ有効なIDが発行されますので、お申込みと異なる日時での受講はできません。
- ・全ての講義が受講完了になるまでブラウザを閉じないようにしてください。講義中にブラウザを閉じると、はじめから講義を受講し直すこととなりますので、ご注意ください。
- ・機械や通信のトラブルにより、受講が不可能となった場合は、事務局にご連絡ください。
- ・講習の修了が確認でき次第、「技術管理者証更新申請書」と「修了証」を書留にて郵送します。到着が確認できない場合は、事務局にご連絡ください。

IV. 技術管理者証更新のための申請手続き

※ この項の記述は、技術管理者証の更新のための申請手続きに関するものです。新規の交付とは規定が異なるので、ご注意ください。

1. 技術管理者証更新申請書の入手方法

更新講習修了者は、技術管理者証の更新を申請できます。対面講習の場合は、講習会場で更新申請書を配布します。WEB講習の場合は、講習の修了が確認でき次第、「修了証」とともに書留にて郵送します。到着が確認できない場合や、紛失した場合は、以下のいずれかの方法で取得してください。

・更新講習受講後、下記ホームページよりダウンロードし、印刷してください。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>

・インターネットを利用できない場合は、事務局（電話 044-288-4919）にご連絡ください。

2. 更新申請に必要なもの

- ① 技術管理者証更新申請書（様式第五）
- ② 収入印紙（更新申請手数料1,250円分を①技術管理者証更新申請書の所定の欄に貼り付けてください。）
- ③ 更新講習の修了証（原本）
- ④ 現在の技術管理者証（原本）
- ⑤ 本籍の記載のある住民票の写し（又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）

※ 上記書類はいずれも返却できません。ご了承ください。

※ ②、③、④、⑤はコピー不可。

※ ④の現在の技術管理者証を紛失・汚損した場合は、11頁の「V. 技術管理者証の再交付」をご確認の上、再交付手続きを行ってください。また、現在の技術管理者証の有効期間内に再発行が完了しない場合は、④以外の更新申請書類を有効期間内に提出するようにしてください。なお、この場合は、再交付された技術管理者証が提出されるまで新しい技術管理者証は交付されません。

※ ⑤は技術管理者証の内容の書換えがあるときのみ必要です。

3. 更新申請手数料

更新申請手数料 1,250円

更新申請手数料分の収入印紙を、技術管理者証更新申請書の所定の位置に貼り付けて提出してください。

※ 収入印紙に消印はしないでください。

※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。

※ 現金による納付はできません。

※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

※ 更新申請手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんので、ご注意ください。

※ 一度受理した更新申請手数料は返還できませんので、ご注意ください。

※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新申請手数料の納付は受付できません。

（理由：印紙税納付計器は印紙税納付のためだけに使用するもので、更新申請手数料は印紙税ではないため）

4. 更新申請方法

更新申請書は「技術管理者証更新申請書の記載例」を参考にご記入ください。「IV.2. 更新申請に必要なもの」をそろえて、下記事務局まで書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんので、ご注意ください。

送付先
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係

5. 更新申請書の受付期間

令和2年10月5日（月）から更新申請書を受け付けます。

申請から送付までおおむね1ヶ月半程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

※ **技術管理者証の更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日までに行ってください。有効期間が満了する日を過ぎると技術管理者証の効力を失いますので、ご注意ください。（当日消印有効）**

6. 「修了証」の再交付

土壌汚染調査技術管理者更新講習の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「更新講習修了証再交付申請書」に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

修了証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant2.html

V. 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「技術管理者証再交付申請書」に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

技術管理者証の再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>

【土壌汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部 土壌汚染調査技術管理者講習係

電話：044-288-4919 FAX：044-288-4952

メールアドレス：kenshu_0@jesc.or.jp